

佐野市排水設備等計画確認及び完了検査に当たっての基準

佐 下 発 第 2 0 8 号
平成 2 2 年 2 月 2 3 日
都市建設部下水道課維持係

1. 目 的

この基準は、下水道法、下水道法施行令、佐野市下水道条例、佐野市下水道条例施行規則、佐野市農業集落排水処理設備条例に規定する排水設備等の計画確認及び完了検査についての詳細を定め、佐野市の排水設備等計画確認及び完了検査にあたっての基本的事項の統一を図ることを目的とする。また本市基準に記載のない事項は、(社)日本下水道協会発刊「下水道排水設備指針と解説」によるものとする。

2. 適用範囲

佐野市の排水設備の事務取扱に適用する。

3. 排水設備等の計画確認申請(様式第1号)

排水設備の設計にあたっては、現場の状況確認(供用開始区域の確認・公共ますの有無と位置・他埋設管の有無・工場排水等の有無等)、下水の水質や水量等の調査検討を入念に行い、適切な排水機能を備えた設備とすること。

また、許可を要しない開発行為の場合で、私道内に共同管を設置する場合にも、排水設備になるので、これに準じて申請を行う。

本市の排除方式は分流式です。汚水は公共汚水ますに排除する計画とすること。

(1) 提出部数は申請書2部と添付書類2部

(2) 添付書類は、案内図、平面図、縦断図、構造図(特別な構造物を使用する場合)

(3) 次の施設を設ける場合は構造、処理方式等を表示した図書を添付すること。

①除外施設

②阻集器 グリーストラップ(油水分離槽)等

③ポンプ施設

④ディスポーザー排水処理システム(日本下水道協会で認定したものに限る。)

⑤床下集号配管システム(排水ヘッダー)

(4) 確認申請書の記入方法

新設・・・新設・・・初めて排水設備を設置するとき。

(既存の施設をすべて撤去して新たに設置する場合も含む。)

汲取切替・・・汲取トイレを廃止して下水道に接続する場合。

浄化槽切替・・・浄化槽を廃止して下水道に接続する場合。

変更・・・増設・・・既存の排水に、新たに排水設備を既存のものに接続するとき。

改築・・・既存の排水設備の一部を撤去し、新たに排水設備を設置するとき。

①排水施設区分は、排水設備の当該申請で工事する区分をチェックすること。

- ②土地所有者の㊦ 申請者が、土地所有者でないとき（借地人）
- ③建物所有者の㊦ 申請者が、家屋所有者でないとき（借家人）
- ④排水設備所有者の㊦ 申請者が、他人の排水設備を使用するとき
- ⑤建物の業種別は、建物の用途別区分にチェックすること。なお事業所の場合は業種内容を記載すること。
- ⑥使用水別は、市水道・井戸・併用 使用水区分にチェックすること。
- ⑦排水戸数は、家屋の戸数を記入、※アパート等の集合住宅は世帯数も記入
- ⑧排水人口は、家族の人数を記入
- ⑨水洗トイレ改造融資あっせん制度（工事費用を金融機関から借入れる場合、その利子を市が負担する制度）を受けるときは、排水設備等計画確認申請と同時に「水洗トイレ改造資金融資あっせん申請書」と「排水設備工事の見積書」を一部提出すること。また申請者が金融機関との融資手続き完了後に排水設備工事に着手すること。
- ⑩指定工事店は、住所・店名（代表者名）印・電話番号・指定番号を記載すること。
- ⑪責任技術者は、氏名・氏名印・登録番号を記載すること。
- ※共同管については、①排水施設区分を「その他」にチェックし、「なし」を記入し、⑤建物の業種別は、「その他」にチェックし、「共同管」と記入する。

承諾書への記載
が必要なとき

4. 排水設備の施工

- (1) 勾配は2パーセント以上確保すること。
※勾配が2パーセント以上確保することが出来ない場合は、その理由を申請書に記載し、申請者からの念書を添付すること。ただし、1パーセント以上の勾配は確保すること。
- (2) 汚水ますの設置個所は、起点、屈曲点、合流点、内径または、公配の変化する箇所に設置する。汚水ますの直線部の管径別最大間隔は以下のとおりとする。

管径(単位：mm)	100	150	200	250	300
最大間隔(単位：m)	1.2	1.8	2.4	3.0	3.6

- (3) 排水管の土被りは、宅内で20cm以上確保すること。（私道内で60cm以上、公道内で90cm以上）
- (4) ます深さが、1.2mを超える場合は、ます口径を200mmとすること。
- (5) 落差調整は、ドロップますにより行うこと。
- (6) 車両等の通行がある箇所は、適宜防護すること。
- (7) 雨水流入のある足洗い場などは、排水設備に接続しないこと。ただし、屋根などに囲われ雨水の流入がない場合はその限りではない。

5. 排水設備等の確認申請の再提出

確認済みの交付計画から、次の内容の変更が発生したときは、申請書の再提出を行うこと。

- (1) 確認通知書発行後3カ月を経過しても工事に着手しない場合。
- (2) 確認を受けた事項に大幅な内容変更があった場合。

6. 完了届提出時点

- (1) 工事完了後7日以内に「排水設備等工事完了届」(様式第2号)・「下水道使用開始届」(様式第5号)を提出すること。

この「下水道使用開始届」に基づきお客様への下水道使用料金の賦課が行われますので、提出の遅れや記載の誤りが無いよう十分に注意して下さい。

また、記載する「完了年月日」とは排水設備確認申請に係る工事の完了日であり、引渡日や入居の日ではありませんのでご確認をお願いします。

7. 完了検査

- (1) 完了検査は次の事項を主に検査する。責任技術者は、事前に社内検査を実施し検査に立合うこと。

①汚水管と雨水管が完全に分離しているか。

②計画図とおおり、施工されているか。

※軽微な内容変更が生じた場合は完了検査時に竣工図を提出すること。

③排水管は、たるみ、蛇行、漏水はないこと。水を流し、流下状況を確認する。

④ますに損傷は無いか。また損傷の恐れはないか。

⑤埋め戻しは十分か、現場の仕上がりはよいか。

- (2) 次にあげるものを設置した場合は、写真撮影し完了検査を受けること。

①床下集合配管システム

②屋内に設置する阻集器(グリストラップ等)

- (3) 上記の規定に適合しない場合は、不合格とする。

不合格の場合は、検査員が指定する期間内に改修し、再検査を受けなければならない。

- (4) 完了検査に合格すると、排水設備等検査済証(様式第3号)及び検査済標(様式第4号)を交付します。

8. 既設排水施設

- (1) 既設排水施設が排水設備の基準を満たしているときは、確認申請をすることができる。

(2) 既設排水施設の記載は破線で示すこと。

(3) 既設ますがコンクリート製のときは、事前に協議すること。

9. その他

- (1) 指定工事店は、公共汚水ますの移設(奥行き方向)及び天端高さ調整があるときは、排水設備工事に含めて施工することができる。排水設備等確認申請書の添付書類に公共汚水ますの移設距離及び公共汚水ますの深さ等を記載すること。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。